

令和5年度 第3回藤沢市図書館協議会 会議録

日 時 2023年(令和5年)11月29日(水)  
午前9時30分から午前11時35分まで

場 所 総合市民図書館 2階ホール

出席者 委員側 7名

委員長 長谷川 豊祐

委 員 中田 孝信、多鹿 実江子、富田 唯里、小笠原 貢  
西山 明彦、了戒 純一

図書館側 6名

総合市民図書館	館長	石塚 義之
	主幹	小泉 謙二
	館長補佐	安藤 弘和
	館長補佐	佐々木 彩子
	主任	荒賀 広隆
	担当	加藤 拓実

NPO 法人市民の図書館・ふじさわ

事務局長	河村 融
南市民図書館責任者	五十嵐 真美
辻堂市民図書館責任者	小倉 由美子
湘南大庭市民図書館責任者	上松 マリ

- 1 開会のあいさつ
- 2 議題
  - (1) 生活・文化拠点再整備事業について
  - (2) 議会報告について
  - (3) 事業報告(8~10月)
  - (4) 令和5年度特別整理について
  - (5) その他

事務局 (佐々木補佐) 定刻になりましたので、これより令和5年度第3回藤沢市図書館協議会を開催いたします。開会に先立ちまして館長よりご挨拶申し上げます。

事務局 (石塚館長) 日頃から、図書館行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。8月に開催した図書館協議会から現在まで、おかげさまで日々の図書館業務は順調に進んでおり、読書週間など季節の行事を実施し、各館とも工夫を凝らしたものが開催

できました。

また、11市民図書室につきましては、この11月でオンライン化から1年を経過し、市民の皆様にも周知がされ、市内一帯でご利用いただいている状況です。

電子図書サービスにつきましても、導入から1年が経ち、こちらについては、後ほどご報告させていただきますが、こちらも順調に進んでいます。

それでは本日もどうぞよろしくお願いいたします。

事務局  
(佐々木補佐)

それでは協議会を開催いたします。議事の進行については委員長をお願いいたします。

長谷川委員長

それでは令和5年度第3回図書館協議会を開催いたします。まずはじめに会議の成立要件について事務局からお願いいたします。

事務局  
(佐々木補佐)

事務局から会議成立のご報告をいたします。本会議の成立につきましては、藤沢市図書館に関する条例第5条第3項に「協議会の委員の定数は、7人とする。」、藤沢市図書館に関する規則第20条第2項に「協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。」と規定されております。本日は7人全員にご出席いただいておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。なお傍聴者はありません。

続きまして、会議資料の確認をいたします。「次第」のほか、議題1資料として「令和5年11月27日藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会 資料1」及び同委員会「資料2」並びに議題3資料「2023年度 展示・行事一覧(2023年8月から10月まで)」、議題4資料「令和5年度特別整理について」、議題5「その他」資料として、「藤沢市小・中・特別支援学校における「ふじさわ電子図書サービス」の利用について」がお手元にお揃いでしょうか。過不足等あれば挙手いただきお知らせください。なお、議題2については、資料はございません。後ほど口頭でご説明させていただきます。

長谷川委員長

まず、議題に入る前に、前回の議事録の確認をいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(佐々木補佐)

前回会議の議事録については、10月末に委員の皆様宛にお送りしております。すでにご確認いただいていると思いますが、何かご意見がございましたら、ご発言をいただき、特に無いようでしたら、この場で会議録を確定してまいりたいと

思います。

長谷川委員長

委員の方、議事録についていかがでしょうか。

23ページ企画政策課の発言3行目に「与条件に入れていけないのではないかと思います。」とありますが、「与条件に入れていけないのではないかと思います。」と「で」を加えてください。その他よろしければこの内容で確定とします、

それでは議題に入りたいと思います。議題の1、生活・文化拠点再整備事業について事務局からお願いいたします。

事務局  
(小泉主幹)

本日お配りした資料は、おととの27日に藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会にて配布された資料です。本来は事前に委員の皆様にお送りしたかったのですが、27日の委員会が終わるまではお示しできないものでしたので、当日の配付となりましたこと、ご了承ください。

それでは、資料1「OUR Project マスタープランの策定について（最終報告）」からご説明いたします。

生活・文化拠点再整備事業については、本年8月3日開催の藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会において、OUR Project マスタープラン（素案）が報告されました。その後、前回8月30日に開催した図書館協議会において、生活文化拠点再整備事業推進ミーティングというかたちで企画政策課職員が説明をさせていただき、委員の皆様と意見交換をさせていただきました。

企画政策課が主体となり、8月8日から9月6日まで基本計画（素案）に係るパブリックコメントを実施し、また、ホールの運営実績が豊富な事業者やプロモーター・イベンターへのヒアリング、関係団体との個別対話型の意見交換会を実施し、OUR Project マスタープラン（案）を作成したものになります。

1（1）本事業における収益性に関する考え方について、本事業において整備する機能については、図書館、青少年会館、市民活動推進センター等公益性が高く、また、ホール運営者の自主事業として実施する興行型の事業については、全国的に見ても指定管理料や施設利用料収入で収益赤字を補填しているケースがほとんどであり、独立採算事業として成立させることは困難であると考えています。このことから、ホールにおける興行等の収益については、プロモーター・イベンターが施設利用者として実施する興行型の事業に伴う施設利用料が主たるものであると捉えています。

収益施設の設置・運営、収益事業の実施については、ビジョン、コンテンツに対する相乗効果や市民の利便性に寄与する

取組を期待します。また、本事業で再整備する施設や旧近藤邸をはじめとした既存施設、公園・オープンスペース、その他公共資産が持つポテンシャルを有効活用し、集客性、収益性を確認しながら試験的、段階的に展開していくことが望ましいと考えています。

1(2)本事業における収益性の向上に向けた考え方について、(1)の考え方に基づき、管理・運営者の募集に当たっては、民間収益施設の導入及び利用料金制度の導入を積極的に検討します。また、周辺地域への経済波及についてもその効果について引き続き検証します。

1(2)アの民間収益施設の導入について、民間収益施設は、公共施設に併設された飲食店や売店等が想定されますが、管理・運営者からの積極的な提案を求め、民間ノウハウを活かして、公共施設の機能と親和性の高い事業を公共施設の運営と一体的に実施することにより、相乗効果の発揮、事業の効率化や公的負担の抑制を期待します。

1(2)イの利用料金制度の導入について、管理・運営者が利用料収入を直接収受する利用料金制度は、管理・運営者にインセンティブを付与することで、自主的な経営努力を促し、管理・運営者の独自財源を確保し、柔軟な発想や施設管理のノウハウの活用により、サービスの質の向上を図り、利用料収入・事業収入の増加及び公的負担の抑制を期待します。

管理・運営者の収支イメージですが、管理・運営費の支出に対し、管理運営者は、市から支払われる指定管理料をベースに利用料収入等興行や収益施設等による事業収入による余剰分を利益として見られるということが考えられます。また、漫然として指定管理料を支払い続けることがないように利益が一定額を超えた場合、超えた分の一部を市に還元してもらうことで公的負担の抑制にもつながることになります。

1(3)ホールにおける興行等の誘致に関する考え方について、「プロの演者等の質の高い文化芸術に触れられる機会の提供」や「収益性の向上」の観点からコンテンツとして取り組む必要があると考えています。

一方、これらの取り組みを推進するためには、優先予約や利用料金に関する運営・運用方法の見直し等を要することが想定されます。市民の文化芸術活動等に係る利用とのバランスに配慮しながら、慎重に検討します。

1(4)想定事業費に関する考え方について、昨今の社会情勢等の影響により人件費、資材等の物価高騰が続いており、基本計画の段階においては事業費を算出することが難しい状況にあることから事業費については、管理・運営計画、基本設計作成時に算出することとします。一方で人口減少、少子超高齢

社会等の進展による厳しい財政見通しを考慮すると、事業費の縮減、平準化に取り組む必要があります。

事業費の縮減、平準化については、補助金、公共施設整備基金、起債等の活用を図るとともに、既存施設の売却、ネーミングライツ等の活用による財源確保に努めます。また、管理・運営計画、基本設計の作成に当たっては、事業費上限額を示すことにより、事業費の上振れを抑制します。

2 OUR Project マスタープラン（案）については、資料2「OUR Project マスタープラン（生活・文化拠点再整備基本計画）（案）」と併せてご覧ください。素案から見直した箇所については下線が引かれています。

資料2の11, 12ページをご覧ください。コンテンツの見直しを行っています。主にホール、文書館、青少年の関係になります。28ページ以降については、コンテンツリストの見直し箇所になります。

資料2の22ページに戻っていただき、その他の関連事項にSDGs関連の記載がされました。

続いて、資料2の68ページは、図書館協議会についても記載がありますが、生活・文化拠点再整備事業推進ミーティング実施結果の記載となります。

資料2の69ページ以降はパブリックコメント実施結果となっており、意見提出者総数77人、意見総数210件となっています。図書館に関しては3人の方からご意見がありまして、84ページの52番、86ページの57番、97ページの2～4番になります。

資料1にお戻りいただきまして、資料1の4ページに今後のスケジュールの予定があります。

令和5年11月～令和6年5月に募集要項等作成

令和6年6月～9月に事業者公募（管理・運営者、基本設計者）

令和6年10月に事業者選定

令和6年10月～令和8年3月に管理・運営計画の作成、基本設計

令和8年～令和11年に事業者公募（実施設計者・工事施工者）、事業者選定、実施設計及び新築工事（既存建物解体工事を含む。）

令和11年度末に供用開始となっています。

令和11年度末の供用開始は確定しているのですが、その前までのスケジュールについては変わる可能性があります。

資料の説明については以上になりまして、27日の藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会では、2人の議員から3つの質問がありました。

1人目の質問は、お母さんの居場所になる図書館になるとよいと思っているが、子ども図書館についてどのような検討をしているか、といった内容でした。子どもと子どもにかかわる人が気兼ねなく安心して利用できる、親と子が一緒に成長できる図書館。子どもの成長に合わせた書架づくりやスペースづくりを考えていると、回答しました。

2人目の1つ目の質問は、現在NPOに業務委託をしていますが、今回民間事業者になることについて、その効果であったり、なぜそうするのか、といった内容でした。生活・文化拠点再整備事業は民間主導の方針が示されており、NPOを含めた民間事業者の中から、もっともよい運営者を決定していきたいと考えています。なお、引き続き各分館・分室とともに連携体制を維持しつつ生活・文化拠点再整備事業の方針に基づいてNPOを含めた民間事業者のノウハウを活用する中で、さらなる市民サービスの向上をしていきたい、と回答しました。

2人目の2つ目の質問は、総合市民図書館をはじめとした市民図書室と学校図書館との関係について、なにか戦略を考えているか、といった内容でした。運営主体がどこになったとしても4館11室と連携し、今まで以上のサービスを目指していく、と回答しました。

また、11月28日に未来の藤沢市図書館検討委員会という図書館内部の会議を開催しており、その中では、南市民図書館のことを考えつつ、他の各分館・分室についても話し合っています。例えばICTの導入やICタグや自動貸出機について話し合いました。藤沢市図書館としてやりたいこと、やらなければいけないことなど、今後も藤沢市図書館について話し合っていく必要があることから、整理して、今度は与条件として、先ほどの再整備事業のスケジュールに照らし合わせて事業を進めていこうと考えています。

議題1の説明は以上となりますが、前回のような企画政策課と委員の皆様との意見交換会については、また機会をとらえて企画政策課を協議会に呼びたいと思いますので、よろしく願いいたします。

長谷川委員長

ありがとうございます。委員の皆様ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

西山委員

資料1の2ページにある管理・運営者の収支イメージがあります。利益が出た場合は一部市に還元してもらうとのことですが、利益が出ず、赤字の場合の説明がなかったので気になりました。新規事業であり、実質、利益を出し続けることは困難なことだと思いますので、赤字になることを想定しておく

必要があると思います。指定管理料を上下させるようなことなのか、どのような方向性なのか、現段階の可能性としてお聞きしたいです。

事務局  
(小泉主幹)

現状、まだイメージの段階であり、指定管理料についても決まっていない状態です。利用料についても、例えばホールの規模や会議室の利用形態についてもまだ決まっていないため、これからの検討となります。利益の還元についても、口頭での説明でありましたし、具体的な還元については説明はありませんでした。

西山委員

イメージであっても、赤字のイメージについてもしておく必要があると思います。利益の還元という心地よい聞こえだけが残ることが危険だと思います。運営してからではなく、イメージの段階で構造を示したほうがよいと思います。

もう一点、事実確認をしたいのですが、管理運営者は資料2の15ページでいうキュレーションという役割を担う方なのか、細部にわたっているのか。というのは、南市民図書館以外の各分館・分室はここには入ってこない訳で、各分館・分室と民間事業者との関係をクリアにしたいです。現在の安定した藤沢市図書館がどのようになるのか確認させてください。

事務局  
(小泉主幹)

まず最初のキュレーションについてですが、資料2の14ページにキュレーションの説明があるように管理運営にかかわるかたちと聞いています。2つ目のNPOとの関わりですが、現段階では、どのようなかたちになっていくかは何とも言えない状況です。この事業が民間主導の方針が示されていますので、これから話をしていくものだと思います。

西山委員

わかりました。ただ、NPOの皆様、当事者は不安を感じるのではないのでしょうか。

事務局  
(小泉主幹)

いろいろとご意見はうかがっています。

長谷川委員長

ありがとうございます。他にご意見ご質問はよろしいでしょうか。

私から事例を紹介したいと思います。先ほどの西山委員のご意見と同様で、あくまでイメージの中のお話です。

民間事業者が公共サービスにかかわってくる事例はたくさんあります。鹿児島県の指宿市立図書館はNPO「そらまめの会」により運営されており、NHKの番組にも取り上げられています。

た。

まず、運営の中で、収益というよりもコストカットの部分が出てくる訳です。行政が直接運営していれば、どのくらい予算があつて、経費がかかつて、と明らかなのですが、指定管理に出してしまうと、収益があつても指定管理者に入ってしまうので、見えてこないのです。

指宿市立図書館の場合は、NPOの方々が一生懸命運営していて、世間に評価されていて、本も出ていて、指定管理でこれだけいい図書館が運営できていると事例にもなっているのですが、代表の方によると、指定管理の中で運営していくのは難しいとのこと。運営がきつい部分をどうしているかというところ、コストカットをしているのです。コストカットをすると赤字が出てこないのです。NPOは次回の指定管理の募集には手をあげるかどうかかわからないと言っています。

NHKが行政に取材に行ったところ、お互いお話をしてがんばってやっていきたいと言うだけで、足りない予算を補填するお話は出てこないのです。ここは私の個人的な考えですが、がんばれないのであれば、結構です。そうでないところに運営してもらおうということだと思います。これは完全に行政の問題だと思います。

NPOが指定管理をしているところがいくつかありますが、ほぼ壊滅しています。大手のところはテンプレートがありますが、指定管理に応募するときの書類作成の手間が取れないからです。

本協議会としては、懸念を表明するところまでしかできませんが、こういった情報を皆さんにお渡しさせていただきます。先ほどのNHKの番組については、活字になったものがあつたと思いますので、事務局を通じて共有させていただきます。

他にご意見ご質問はよろしいでしょうか。

了戒委員

資料1の1(4)の最後、3ページのところに事業費の縮減、平準化についての方策、補助金などが書かれていますが、寄付金やクラウドファンディングなどについて、議論はありましたでしょうか。

事務局  
(小泉主幹)

この部分に関しても、一例として書かれていて、具体的なものはまだ決まっていない状態です。本当は事業費というものは先に出して、そのことについて議論するものですが、例えば、下水の施設でも費用がかかるという話も出ており、全体的な規模感が出てない状態であり、事業費を出すことが難しいと企画政策課から聞いています。

小笠原委員

先ほどの委員長のお話を受けて、私も意見させていただきます。

説明の中で、指定管理料が一定額を超えたら市に還元するというので、市民目線からするとよいのかなと思いますが、逆に民間事業者にとっては、コストを圧縮して、利益を最大限とすることが使命であります。一定額を超えた部分を市に還元するとなると、一定額で抑えるようなサービス低下の懸念があります。指定管理料が一定額を超えたら市に還元するという仕組みについては、個人的には反対します。

事務局  
(小泉主幹)

まだ、今後考えていけないといけないことが多々あり、パブリックコメントもご意見を多くいただいています。市全体でも初めての手法であり、手探り状態で情報がまだ足りないところもあります。今後につきましても、企画政策課と調整して進めていきたいと思っています。

長谷川委員長

先ほど小笠原委員からご意見がありましたが、民間事業者と市のタイアップということは国が決めたことですから、進めていけないといけないことですが、民間事業者の利益の一部を還元するというかたちにするのと一定額で抑えるようなサービス低下の懸念があります。

特に図書館の指定管理によくあることは、決まった指定管理料の中でがんばってくださいとされますが、現場では、我々はこれだけやっているという自負があるため、サービスを維持するために例えばサービス残業をすることとなります。私は、これは、やる気の搾取だと思います。国は住民サービスを向上させると言っておきながら、搾取してしまっている。

ですから、本協議会は、このような懸念について明確に表明させていただきます。

日本はこういった状況だが、藤沢市はこうしていきます、というものがほしいですね。

了戒委員

説明の方法についての意見になりますが、資料1の1(1)に図書館などは公益性が高く、ホールなどは利益をあげるものと書かれていますが、公益性とは何かと言いますと、利用者にとって利益を与えていることとなると思います。従って、公益性を金銭で計算はできていると思いますが、採算性を考えると、ホールなどでの興行に伴う利益については数値的に評価していただくような説明の方法があるのかなと思いました。

長谷川委員長

ありがとうございます。その他はよろしいでしょうか。それ

では次の議題に進みます。議題の2、議会報告について事務局から説明をお願いします。

事務局  
(石塚館長)

9月議会について、口頭で報告させていただきます。令和4年度の決算の審査がございしますが、図書館の関係では、2人の議員からご質問を受けました。

1人目は、土屋俊則議員から主に2点です。1点目は資料購入費についてですが、資料購入費の決算額が前年度に比べて約320万円増えていることについてでした。

令和3年度はコロナ禍ということもあり、市全体で歳出を抑えていこうという考えがあったため、令和4年度に比べ令和3年度については歳出を抑えており、令和4年度に増額になったかたちになります。

また、資料購入費の予算を増額していくべきではないかといったご質問を受けました。その通りではありませんが、単純に予算を増やすことは難しいため、雑誌スポンサー制度やバナー広告などを活用しながら、歳入確保を図っていきますと回答しました。

土屋議員の2点目のご質問は、南市民図書館の再整備事業についてでした。指定管理者制度は図書館にはなじまないのではないかと。南市民図書館は現行の体制を維持していくべきではないかというご意見でした。

先ほど小泉主幹からの説明にもありましたが、これからNPOを含めた民間事業者を決定していくというところですので、決定していないところはあると思いますが、引き続き各分館・分室との連携を維持できるように市民サービスの向上に努めていきたいと回答しました。

2人目の石井世悟議員からのご質問は、教育費の中の広告費収入についてでした。図書館でもバナー広告を募集しているのですが、令和3年度に比べ令和4年度の歳入が半減してしまっているということですが、図書館ホームページのアクセス数は年間で2万件になるので、工夫して歳入確保に努めるべきではないかということでした。

決算額が少なくなってしまったことはスポンサーとなってくださっていた会社さんなどが継続されなかったということで減ってしまいました。これについては、引き続き、スポンサーを募集していき、市内の企業さんに直接声掛けをしていくということでスポンサーを獲得していきたいと回答をしました。また、財政課からの庁内の事例の情報共有を生かして、市全体としてスポンサー獲得に努めていきたいと回答させていただきました。

9月議会に関する報告は以上となります。



ています。

五十嵐責任者 常設展示室が郷土歴史課、ギャラリーが文化芸術課ということで、同じフロアに3つありますので、それぞれの計画を情報共有して、一緒に何か実施しましょうと合わせて企画しています。公民館は近くにありませんので、同じフロア内とODAKYU 湘南 GATE と連携をしています。

年間計画については、5月の新型コロナウイルス感染症5類移行後に改めて考え始めたものもあります。来年度以降はきちんと決めていこうかなと話合っています。

小倉責任者 辻堂市民図書館に関しましては、NPO になった時に地域の方々にご挨拶にいきました。いきいきサポートセンター、明治市民センター、辻堂市民センター、郷土資料室、青少年会館等にもご挨拶にいきました。

そのご挨拶で出会った方々との絆を大切に行事を実施しています。また、年間スケジュールについては、大まかに決めて、時期を相手に合わせて進めています。

辻堂寄席のはじまりについては、市の職員でかかわっている方が知り合いにいらっしゃったようで、そこからOBも巻き込んで実施しています。出合いを大切にしています。

上松責任者 湘南大庭市民図書館についてお話をさせていただきます。湘南大庭公民館の年間計画は今の時期に決めてらっしゃっていますが、事前に把握することはできませんので、公民館にお話しできる時期に日程が大体決まっている季節の行事などについて、ぜひ連携しませんかと2、3カ月前に調整しています。

長谷川委員長 ありがとうございます。公民館と図書館の事業の仕組みについてよくわかりました。公民館とはやり方が違うにしても、年間計画なしで走っているというところが実は図書館のよいところでもありますので、それぞれのよいところをとって連携していただければと思います。

それでは次の議題に行きます。議題の4、特別整理について事務局からお願いします。

長谷川委員長 それでは次の議題に行きます。議題の4、特別整理について事務局からお願いします。

事務局 (安藤補佐) 5、6月に実施した3分館の特別整理についての簡単なご紹介と総合市民図書館と11市民図書室の日程が決まりましたので、その報告となります。

総合市民図書館は1月16日から1月27日までとなります。通常は、藤沢市図書館に関する規則の規定にあるように10日間を超えない範囲で実施するものですが、同期間内に利用者用のエレベーターの改修工事をするため、12日間の実施というかたちで休館期間を設けさせていただきます。

11市民図書室につきましては、1月15日から1月22日までの8日間を予定しています。

簡単ではありますが、説明は以上になります。

中田委員 不明資料はどのくらいありましたか。

事務局 (安藤補佐) 手元に細かい数字がなく恐縮ですが、昨年の実績ですと、総合市民図書館はデータ上200～300程度あったと記憶しています。

実際は、その後の作業の中で見つかるケースがありますので、100～200程度となります。

年度によっても、各館によっても異なりますが、そのくらいです。

中田委員 各館の情報が知りたいのです。

事務局 (安藤補佐) 手元に細かい数字がないので、申し訳ありません。個別にご報告します。

長谷川委員長 議題4まで予定している議題は以上になりますが、議題5その他として、事務局からなにかありますでしょうか

事務局 (安藤補佐) 学校で電子図書の利用が始まったようなので、ご紹介いただけないかと富田委員からご連絡を受けまして、今回ご説明させていただきます。

資料「藤沢市小・中・特別支援学校における「ふじさわ電子図書サービス」の利用について」をご覧ください。

以前から電子図書を始めた後のご報告の中で学校との連携をできるようにしていきたいですとお話しさせていただいたのですが、今年の9月1日から全部で55校ある市内の小・中・特別支援学校において順次サービスを使用できるように進めています。

GIGA スクールで配付しているタブレット端末などを使用して学校の様々な国語の時間や朝読書の時間に使っていただくことを想定しています。

本来は図書館カードをつくっていただくとその番号で利用できるようになるのですが、学校用にアカウントをつくらせ

ていただいて、教育委員会が管理できるようにとしています。

資料の裏面にあるように、明らかに9、10月に閲覧数が増えています。

なお、学校教育センターによると、現在、行事が多くあるので、学校ごとのカリキュラムによって順次ご使用いただくことになっていきますので、これから使用が増えていくのではないかと期待しています。

長谷川委員長

制限なくというのは、どのように制限がないのかということと、通常の図書館カードで使用している電子図書サービスと学校でのサービスとの違いを明確にしてください。

事務局  
(安藤補佐)

サービス自体は同じ環境になります。次に読み放題パックと他のコンテンツとの違いについてですが、一般的なコンテンツについては大きく分けて2つあります。

基本的には、紙の本と同じように、一冊貸出した場合に、次の方が待っている状態となりますが、一般のコンテンツの無制限は、買い切りのかたちになりますので、期間も回数も制限はないのですが、有期限のコンテンツについては、2年間又は50回の制限があり、制限を超えると読めなくなります。

読み放題パックについては、学校だけでなく通常の図書館カードをお持ちの方も読むことができますのですが、学校では、一斉に何十人の生徒が読めるようにしたいことから、一般のコンテンツではなく、まず読み放題パックを中心に使用してもらおうご案内をしています。

長谷川委員長

統計については貸出数ではなく閲覧数にカウントされるということですね。

生徒はタブレットでしか読めないのでしょうか。家に持って帰れば家でも読めるのですよね。

事務局  
(安藤補佐)

学校のアカウントでも使用できますが、ご自身の図書館カードがあればご自宅のパソコンやスマホでも読めます。

実際は、生徒がタブレットを持ち帰ることが少ないと聞いています。現段階では学校での使用を想定しているとのことです。

富田委員

ご説明ありがとうございます。本を読めるチャンスが増えることはよいことだと思います。

学校にたくさん本があるのにもかかわらず、使用できる人や時間が制限されていて、もったいないなと感じています。一方では、学校のセキュリティ等を考えるといつでもという訳

にはいかないで、月に一回でも開放日をつくってもらおうとか、本に関心を持つ機会が増えるとよいなど考えていました。

そこで今回、電子図書サービスによって、タブレットで読めるということで、逆の方向に行くのかなとは思いますが、選択肢が増えることはよいと思います。

多鹿委員

タブレットについては、使い方を生徒に任せてしまうと、どのような使い方をしてしまうとわからないので、ある程度時間とか先生がいるときとか学校でルールを決めています。

本当は、電子図書サービスは、自由にいつでも読めるようにしたいのですが、別のところをアクセスする生徒もいる可能性があるので、実際に9月1日に議論し、先生がいるときに使用することにしましたので、各学校で現在もルールづくりをしているところだと思います。

ただ、電子図書サービスの導入によって、本に触れる機会が増える訳ですから、今後、各校で実践を重ねてその事例を紹介してもらって、今度どのように電子図書を親しませるのがよいか、研究していく必要があると思っています。

長谷川委員長

学校に図書館専門員がいらっしゃいますが、週に何日かの勤務であるので、すべて図書館が開いている訳ではありません。統計的には藤沢市はすべての生徒にタブレットが配付され、電子図書サービス導入もされた、配備されたということになっていますが、根本的には、非常勤であれ、学校が開いている時間、夏休みでも司書教諭の方がいて連携していくといったような体制がないところでこういったことを実施している歪みが起きていますので、行政は考えてください。

事務局  
(安藤補佐)

電子図書サービスの導入に当たり、学校の現場ではただ読むことができればよいということではないので、学校にあった配慮のあるシステムではないので、どうかたちで導入していくことがよいのか学校教育センターの方と議論をしました。

我々もこれで終わりではなく、現在、スタートしたばかりですので、このサービスをどのように使っていただけるのか、図書館としましては、より電子図書サービスを使用してもらえようまずコンテンツを増やし、またこれから議論を重ねていきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

長谷川委員長

8月21日に教育文化センターで学校図書館専門員の説明会があり、私の知り合いを紹介したこともあり、参加したのですが、千葉県の市川市で学校司書を専任で勤めてらした方の

お話がありました。

藤沢市は毎日学校司書や先生がいる訳ではないです。いろいろお話をしたのですが、最終的におっしゃっていたことが、学校司書や先生を配備できないのであれば、生徒がインターネット予約した本を図書館が小学校に届けば解決するとおっしゃっていました。

学校も図書館も本を読んでもらう機会をつくる、本を通じて公民館や学校とつながっていくことが今後の図書館の使命だと思います。活字離れがある時代にいかに本を読ませるかということを考えていくことが大事だと思います。

行事の連携や電子図書サービスの導入もそのために実施しているものだと思います。

西山委員

現在、少子化ではなく高齢化社会が問題だといわれています。そこで本を配るサービスについて、高齢者のボランティア活用など高齢者の力を借りる手はないだろうかと思いました。

長谷川委員長

その他、事務局からなにかありますでしょうか

事務局  
(佐々木補佐)

表彰についての報告です。12月3日に藤沢市教育文化貢献者の表彰がありまして、本協議会からお二人、長谷川委員長と中田委員が受賞されました。

長きに渡り本協議会にご就任いただきまして、社会教育等本市教育行政にご尽力いただいたということで受賞されたものです。

表彰状と記念品につきましては、後ほどお渡しさせていただきます。

長谷川委員長

ありがとうございました。それでは事務局から次回の日程についてお願いします。

事務局  
(佐々木補佐)

今回は、2024年2月1日(木)午前9時30分からこちら総合市民図書館の2階ホールで開催いたします。現段階で、ご都合の悪い方がいらっしゃいましたらお知らせいただきたいとともに、2週間前までに事務局にご連絡をくださいますようお願いいたします。

長谷川委員長

ありがとうございました。その他、全体に関してご意見ご質問ありますでしょうか。ないようですので、これで令和5年度第3回藤沢市図書館協議会を終了いたします。

以上